

(深海底鉱業暫定措置法施行規則等の一部改正
第十条 次に掲げる省令の規定中「行政手続等」

第十条 次に掲げる省令の規定中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第二百五十一号）第三条第一項」を「各管轄省の所管する法令に係る情報通信技術を活用して

した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十五年経済産業省令第八号）第三条に改め、「経済産業大臣の使用による電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と、当該各号に規定する手続を行なう場合に十日以内に提出する書類」

二 深海底鉱業暫定措置法施行規則（昭和五十七年通商産業省令第三十四号）
二 特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）

(電気事業法関係手数料規則の一部改正)
第十五条 電気事業法関係手数料規則(平成七年通商産業省令第八十一号)の一部を次のように改正する。

(特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行規則の一部改正)
第十一章 特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行規則（昭和六十三年通商産業省令第八十号）の一部を次のように改正する。

第二条中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第二百五十一号）第三条第一項」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第二百五十一号）第六条第一項」に、同項を「経済産業省の所管する法令に係る情報通信技術を活用し

た行政の推進等に関する法律施行規則（平成十五年経済産業省令第八号）第三条に改める。
（中小企業等経営強化法第四十四条第一項に規定する情報処理支援業務を行う者の認定等に関する命令の一部改正）

規定する】に【情報通信技術利用法第一条第六号】を【情報通信技術利用法第三条第八号】に改め

第一條 中小企業等の活性化促進法第四十一条に規定する情報処理を営むる者（以下「情報処理業者等」という）の認定並に関する命令（平成三十年経済産業省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

第二十二条中「情報通信技術利用法第二条第四項」を「情報通信技術活用法第三条第六項」に、「情報通信技術利用法第三条第四項」を「情報通信技術活用法第六条第四項」に改める。

以下「情報通信技術活用法」という。)に改める。
第十一条中「情報通信技術利用法第三条第一項」を「情報通信技術活用法第六条第一項」に改める。

第十二条 次に掲げる省令の規定中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律五百一十一号)第三条第一項」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律

この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する(法第1条)。

〔平成十四年法律第百五十一号〕第六条第一項に、「同項に規定する」を「経済産業省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則(平成十五年経済産業省令第八号)第三条に規定する」に、「経済産業省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の

○經濟産業省令第六号
環境省令第六号
正する法律の施行の日から施行する
成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律(令)

技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年経済産業省令第八号）第三条第三項を同規則第四条第三項に改める。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るために、関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第三十七号）の一部の施行及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令等の一部を改正する政令（令和元年政令第八十八号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、特定家庭用機器再商品化法施行規則及び使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を

(商法製品需給動態統計調査規則) (平成二十年經濟産業省令第七号)
〔第三十二条会員及び商工議會による小規模事業者の支援に関する法律施行規則の一部改正〕
〔第三十三条会員及び商工議會による小規模事業者の支援に関する法律施行規則(平成五年通商産業省令第四十四号)の一部を次のようて改正する。〕

次のように定める。
令和元年十二月十三日
経済産業大臣 梶山 弘志
環境大臣臨時代理

第五条 中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)第三条第一項」を「経済産業省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則(平成十五年経済産業省令第八号)第三条」に改める。

特定家庭用機器再商品化法施行規則及び使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

(電気事業法施行規則の一部改正)
第十四条 電気事業法施行規則(平成七年通商産業省令第七十七号)の一部を次のように改正する。
第五十一条第三項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律

(特定家庭用機器再商品化法施行規則の一部改正)
第一条 特定家庭用機器再商品化法施行規則(平成十二年厚生省・通商産業省令第一号)の一部を次のように改正する。

第一百五十一号、第三条第一項を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)。以下「情報通信技術活用法」という。第六条第一項」に、同項に規定する電子情報処理組織を「電子情報処理組織(経済産業省の所管する法令に係る情報通信技術を活用して行う事業の運営に係る情報の取扱いを行う者)」とし、同項の規定を適用する。

二重色を付した規定(以下この条において「対象規定」といふ)は、当該文書が全体を改正後欄に掲げるもののよう改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するもの掲げていいものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

	改 正 後	基準	改 正 前
(再商品化等に必要な行為を実施する者の基準)		(再商品化等に必要な行為を実施する者の基準)	
第九条 法第二十三条第一項第一号の主務省令で定める基準は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。	一 製造業者等が再商品化等に必要な行為を自ら実施する場合 自ら実施する者が次のいずれにも該当しないものであること。 イ 精神の機能の障害により再商品化等の業務を行って必要な認知、判断及び意思疎通を行つてできない者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 ローチ (略)	一 製造業者等が再商品化等に必要な行為を自ら実施する場合 自ら実施する者が次のいずれにも該当しないものであること。 イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの ローチ (略)	二 (略) (令第四条第二号イの主務省令で定める者)
(使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則の一部改正)	第四十五条の二 令第四条第二号イの主務省令で定める者は、精神の機能の障害により特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬又は再商品化等の業務を行つてたつて必要な認知、判断及び意思疎通を行つて行うことができる者とする。	第四十五条の二 法第四十五条第一項第一号の主務省令で定める者は、精神の機能の障害により引取業を行つて必要な認知、判断及び意思疎通を行つて行うことができる者とする。	第四十五条第一項第一号の主務省令で定める者

(新規)	第五十一条の二 法第五十六条第一項第一号の主務省令で定める者は、精神の機能の障害によりフロン類回収業を行つて必要な認知、判断及び意思疎通を行つて行うことができる者とする。	第五十二条 法第五十六条第一項第一号の主務省令で定める者は、精神の機能の障害により引取業を行つて必要な認知、判断及び意思疎通を行つて行うことができる者とする。	第五十二条 法第五十六条第一項第一号の主務省令で定める者
(新規)	第五十五条 解体業許可申請者は、様式第五十五条による申請書に当該解体業許可申請者が法第六十二条第一項第二号イからヌまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面及び次に掲げる書類を添えて、都道府県知事に提出しなければならない。	第五十五条 解体業許可申請者は、様式第五十五条による申請書に当該解体業許可申請者が法第六十二条第一項第二号イからヌまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面及び次に掲げる書類を添えて、都道府県知事に提出しなければならない。	第五十五条 解体業許可申請者は、様式第五十五条による申請書に当該解体業許可申請者が法第六十二条第一項第二号イからヌまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面及び次に掲げる書類を添えて、都道府県知事に提出しなければならない。
(新規)	五 解体業許可申請者が個人である場合においては、住民票の写し及び法第六十二条规定の第二号イに該当しないかどうかを審査するため必要と認められる書類	五 解体業許可申請者が個人である場合においては、住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書(後見登記等に関する法律平成十一年法律第百五十二号)第十条第一項に規定する登記事項証明書をいう。以下同じ。)	五 解体業許可申請者が個人である場合においては、住民票の写し及び法第六十二条规定の第二号イに該当しないかどうかを審査するため必要と認められる書類
(再資源化に必要な行為を実施する者の基準)	第三十条 法第二十八条第一項第一号の主務省令で定める基準は、次の各号に掲げる場	第三十条 法第二十八条第一項第一号の主務省令で定める基準は、次の各号に掲げる場	第三十条 法第二十八条第一項第一号の主務省令で定める基準は、次の各号に掲げる場

合に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。	一 自動車製造業者等が再資源化に必要な行為を自ら実施する場合 自ら実施する者が次のいずれにも該当しないものであること。	イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
一 自動車製造業者等が再資源化に必要な行為を自ら実施する場合 自ら実施する者が次のいずれにも該当しないものであること。	イ 精神の機能の障害により再資源化の業務を行つて必要な認知、判断及び意思疎通を行つて行うことができる者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者	ローチ (略)
二 (略)	二 (略)	二 (略)
二 (略)	二 (略)	二 (略)

六 (略)

七 解体業許可申請者が法人である場合に

おいては、その役員の住民票の写し及び法第六十二条第一項第二号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類

八 解体業許可申請者が法人である場合において、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者があるときは、当該株主の有する株式の数又は当該出資をしている者のなした出資の金額を記載した書類並びにこれらの者の住民票の写し及び法第六十二条第一項第二号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類(二)の者のが法人である場合には、登記事項証明書

九 解体業許可申請者に令第五条に規定する使用者がある場合には、その者の住民票の写し及び法第六十二条第一項第二号イに該当しないかどうかを審査するための必要と認められる書類

十 解体業許可申請者が未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合においては、その法定代理人の住民票の写し及び法第六十二条第一項第二号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類

十一 解体業許可申請者が未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合においては、次に掲げる書類

イ (略)

口 役員の住民票の写し及び法第六十二条第一項第二号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類

六 (略)

七 解体業許可申請者が法人である場合に

おいては、その役員の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書

八 解体業許可申請者が法人である場合において、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者があるときは、当該株主の有する株式の数又は当該出資をしている者のなした出資の金額を記載した書類並びにこれらの者の住民票の写し並びに成年被後見人の登記事項証明書(これららの者が法人である場合には、登記事項証明書)及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書(これららの者が法人である場合には、登記事項証明書)

九 解体業許可申請者に令第五条に規定する使用者がある場合には、その者の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書

十 解体業許可申請者が未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合においては、その法定代理人の住民票の写し及び法第六十二条第一項第二号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類

十一 解体業許可申請者が未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合においては、次に掲げる書類

イ (略)

口 役員の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書

(法第六十二条第一項第二号イの主務省令で定める者)

第五十七条の二 法第六十二条第一項第二号イの主務省令で定める者は、精神の機能の障害により業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことのできない者とする。

(解体業に係る変更の届出)

第五十八条 法第六十三条第一項の規定により変更の届出をしようとする解体業者は、様式第七による届出書に当該解体業者が法第六十二条第一項第二号イから又までのいすれにも該当しないことを誓約する書面及び次に掲げる書類(その届出に係る変更後の書類をいう。)を添えて、都道府県知事に届け出なければならない。

<div data-bbox="740 1039 760 1040" data-label

2 前項の申請書には、当該変更申請者が法第六十二条第一項第二号イから又までのいすれにも該当しないことを誓約する書面及び次に掲げる書類を添付しなければならない。

一・四 (略)

五 変更申請者が個人である場合においては、住民票の写し及び法第六十二条第一項第二号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類

六 (略)

七 変更申請者が法人である場合においては、その役員の住民票の写し及び法第六十二条第一項第二号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類

八 変更申請者が法人である場合において、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者があるときは、当該株主の有する株式の数又は当該出資をしている者のなした出資の金額を記載した書類並びにこれらの者の住民票の写し及び法第六十二条第一項第二号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類(これらのが法人である場合には、登記事項証明書)

九 変更申請者に令第五条に規定する使用人がある場合においては、その者の住民票の写し及び法第六十二条第一項第二号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類

十 変更申請者が未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合においては、その法定代理人の住民票の写し及び法第六十二条第一項第二号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類

2 前項の申請書には、当該変更申請者が法第六十二条第一項第二号イから又までのいすれにも該当しないことを誓約する書面及び次に掲げる書類を添付しなければならない。

一・四 (略)

五 変更申請者が個人である場合においては、住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書

六 (略)

七 変更申請者が法人である場合においては、その役員の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書

八 変更申請者が法人である場合において、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者があるときは、当該株主の有する株式の数又は当該出資をしている者のなした出資の金額を記載した書類並びにこれらの者の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書(これらの者が法人である場合には、登記事項証明書)

九 変更申請者に令第五条に規定する使用人がある場合においては、その者の住民票の写し及び法第六十二条第一項第二号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類

十 変更申請者が未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合においては、その法定代理人の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書

十一 変更申請者が未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合においては、次に掲げる書類

一・四 (略)

二・三 (略) 口 役員の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類

三 (略)

(破碎業に係る変更の届出)

第六十四条 法第七十一条第一項の規定により変更の届出をしようとする破碎業者は、様式第十一による届出書に当該破碎業者が法第六十二条第一項第二号イから又までのいすれにも該当しないことを誓約する書面及び次に掲げる書類(その届出に係る変更後の書類をいう)を添えて、都道府県知事に届け出なければならない。

一 破碎業者が個人であり、かつ、法第六十八条第一項第一号に掲げる事項に変更があったとき 住民票の写し及び法第六十二条第一項第二号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類

二・三 (略)

(破碎業に係る変更の届出)

第六十四条 法第七十一条第一項の規定により変更の届出をしようとする破碎業者は、様式第十一による届出書に当該破碎業者が法第六十二条第一項第二号イから又までのいすれにも該当しないことを誓約する書面及び次に掲げる書類(その届出に係る変更後の書類をいう)を添えて、都道府県知事に届け出なければならない。

一 破碎業者が個人であり、かつ、法第六十八条第一項第一号に掲げる事項に変更があったとき 住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書

二・三 (略)

(破碎業に係る変更の届出)

第六十四条 法第七十一条第一項の規定により変更の届出をしようとする破碎業者は、様式第十一による届出書に当該破碎業者が法第六十二条第一項第二号イから又までのいすれにも該当しないことを誓約する書面及び次に掲げる書類(その届出に係る変更後の書類をいう)を添えて、都道府県知事に届け出なければならない。

一 破碎業者が個人であり、かつ、法第六十八条第一項第一号に掲げる事項に変更があったとき 住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書

二・三 (略)

(破碎業に係る変更の届出)

第六十四条 法第七十一条第一項の規定により変更の届出をしようとする破碎業者は、様式第十一による届出書に当該破碎業者が法第六十二条第一項第二号イから又までのいすれにも該当しないことを誓約する書面及び次に掲げる書類(その届出に係る変更後の書類をいう)を添えて、都道府県知事に届け出なければならない。

一 破碎業者が個人であり、かつ、法第六十八条第一項第一号に掲げる事項に変更があったとき 住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書

二・三 (略)

(破碎業に係る変更の届出)

十一 変更申請者が未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合においては、次に掲げる書類

一・四 (略)

二・三 (略) 口 役員の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書

三 (略)

(破碎業に係る変更の届出)

第六十四条 法第七十一条第一項の規定により変更の届出をしようとする破碎業者は、様式第十一による届出書に当該破碎業者が法第六十二条第一項第二号イから又までのいすれにも該当しないことを誓約する書面及び次に掲げる書類(その届出に係る変更後の書類をいう)を添えて、都道府県知事に届け出なければならない。

一 破碎業者が個人であり、かつ、法第六十八条第一項第一号に掲げる事項に変更があったとき 住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書

二・三 (略)

(破碎業に係る変更の届出)

第六十四条 法第七十一条第一項の規定により変更の届出をしようとする破碎業者は、様式第十一による届出書に当該破碎業者が法第六十二条第一項第二号イから又までのいすれにも該当しないことを誓約する書面及び次に掲げる書類(その届出に係る変更後の書類をいう)を添えて、都道府県知事に届け出なければならない。

一 破碎業者が個人であり、かつ、法第六十八条第一項第一号に掲げる事項に変更があったとき 住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書

二・三 (略)

(破碎業に係る変更の届出)

六 破産業者が未成年者であり、かつ、そ

の法定代理人が個人である場合に於して、法第六十八条第一項第五号に掲げる事項に変更があつたとき、その法定代理人の住民票の写し及び法第六十二条第一項第二号イに該当しないかどうかを審査するため必要と認められる書類

六 破産業者が未成年者であり、かつ、その法定代理人人が個人である場合において、法第六十八条规定第一項第五号に掲げる事項に変更があつたとき その法定代理人の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書

○経済産業省令第二号
情報通信技術の活用による行
政手続等に率化を図るための
（令和元年法律第十六号）の施
令を次のようて定める。

經濟產業大臣 榎山 弘志

原子力発電工作物の保安に関する命令の一部を改正する命令
原子力発電工作物の保安に関する命令（平成二十四年経済産業省令第六十九号）の一部を次のよう
に改正する。
第五条第三項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第二百
二二号）」の規定による取扱いを「（同様の取扱いを）行うもの」とする。

五十一号) 第三条第一項】を【情報通信技術の活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)第六条第一項】に、【経済産業省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成十五年経済産業省令第八号)第三条第三項】を【経済産業省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則(平成十五年経済産業省令第八号)第四条第三項】に改める。

要と認められる書類及び登記事項証明書
九
（略）

破碎業者が法人であり、かつ、第六十

第四項第五号に掲げる事項に変更があつたとき 当該変更に係る者の有する株式の数又は当該変更に係る者のなした出資の金額を記載した書類並びに当該変更に係る者の住民票の写し及び法第六十二条规定第一項第二号イに該当しないかどうか

十
九
破碎業者が法人であり、かつ、第六十九条第四項第五号に掲げる事項に変更があつたとき、当該変更に係る者の有する株式の数又は当該変更に係る者のなした出資の金額を記載した書類並びに当該変更に係る者の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登

がを審査するために必要と認められる書類（これらの者が法人である場合には、登記事項証明書）

記事項証明書（これらの方者が法人である場合には、登記事項証明書）

十一 破産業者が個人であり、かつ、第六十一条第四項第六号に掲げる事項に変更があつたとき、当該変更に係る者の住民票の写し及び法第六十二条第一項第二号イに該当しないかどうかを審査するため必要と認められる書類。

十一 破産業者が個人であり、かつ、第六十条第四項第六号に掲げる事項に変更があつたとき 当該変更に係る者の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書

卷之十四

新鬼

第百一十九条の二 第一百一十六条の二第一項
業務省令で定める者は、精神の機能の障害により業務を適切に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

附則

この省令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和元年十二月十四日）から施行する。

改 正 後	環 境 省 の 所 管 す る 法 令 に 係 る 情 報 通 信 技 術 を 活 用 し た 行 政 の 推 進 等 に 關 する 法 律 施 行 規 則
改 正 前	環 境 省 の 所 管 す る 法 令 に 係 る 行 政 手 續 等 に 關 する 法 律 施 行 規 則
(趣旨)	(趣旨)
第一条 行政機関等に対し行うこととされ、又は行政機関等が行うこととしている環境省の所管する法令に係る手続等を、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する事項	第一条 行政機関等に対し行うこととされ、又は行政機関等が行うこととしている環境省の所管する法令に係る手続等を、行政手続等における情報通信の技術の利用に